

エマージング^{テン}10

追加型投信／海外／株式

厳選した新興10カ国に均等投資



●本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みいただき、ご自身でご判断ください。

●ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

●本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載しています。

●ファンドの基準価額、販売会社などについては、以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社>[ファンドの運用の指図を行なう者]

日興アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第368号

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404 (午前9時～午後5時。土、日、祝・休日は除きます。)

<受託会社>[ファンドの財産の保管および管理を行なう者]

三菱UFJ信託銀行株式会社

設定・運用は

日興アセットマネジメント

- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において分別管理されています。
- この目論見書により行なう「エマージング10」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2016年11月8日に関東財務局長に提出しており、2016年11月9日にその効力が発生しております。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	年4回	エマージング	ファミリー ファンド	なし

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。
 ※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

<委託会社の情報>

委託会社名	日興アセットマネジメント株式会社
設立年月日	1959年12月1日
資本金	173億6,304万円
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	13兆7,320億円

(2017年2月末現在)

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

主に、新興国株式に投資を行ない、中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

ファンドの特色

特色

1

新興10カ国^{※1}の株式など^{※2}に投資します。

● 分散効果を得るために、10カ国に投資を行ないます。

※1: 投資国の入替え時や、市況動向および資金動向などにより、投資国数が10カ国とならない場合があります。

※2: DR(預託証券)およびカントリーファンドなどを含みます。

特色

2

投資する10カ国は、一定のルールのもとで選別した新興国の中から厳選します。

● 1人当たりGDP(国内総生産)の水準をもとに新興国を選別し、GDP規模で絞り込みを行ないます。

● 投資国の選定は、日興アセットマネジメント アジア リミテッドからの助言を考慮して、日興アセットマネジメントが行ないます。

特色

3

新興10カ国に均等投資を行ない、それぞれの株式市場の動きを概ね捉えることをめざします。^{※3}

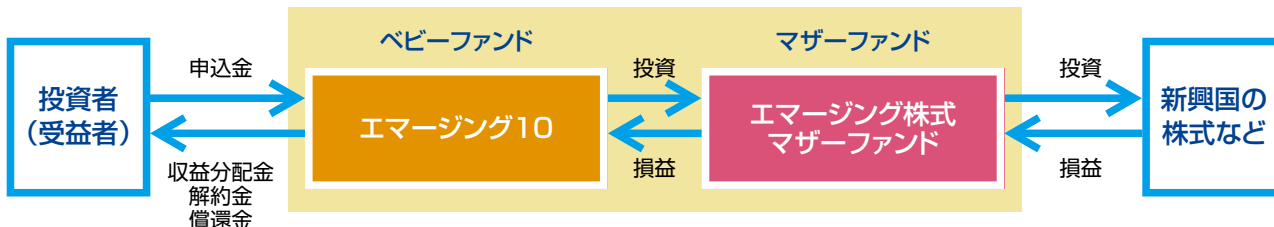
● 新興10カ国の株式市場の動きから、投資成果(損益状況)がつかみやすい商品です。

※3: 当ファンドが各国への投資でとるリスク水準は、それぞれの国の株式市場のリスク水準と同程度としますが、当ファンドは、インデックスファンドのように特定の株価指数への連動をめざすものではありません。

また、市況動向および資金動向などにより、均等投資とならない場合があります。

ファンドの仕組み

● 当ファンドは、主にマザーファンドに投資するファミリーファンド方式で運用を行ないます。



外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替ヘッジは行ないません。

そのため、外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額の値下がり要因となります。

(主な投資制限) ・ 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
・ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

(分配方針) ・ 毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。
ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。
※ 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

新興国の定義

当ファンドでは、国際機関が公表する1人当たりGDP(国内総生産)^{注1}をもとに各国をランキングし、一定水準に達していない国(地域)^{注2}を「新興国」と定義します。

注1: IMF(国際通貨基金)の予想値を使用します。

注2: 原則として1人当たりGDPが41位以下の国(地域)とします。ただし、同水準については将来変更になる場合があります。

特色

1

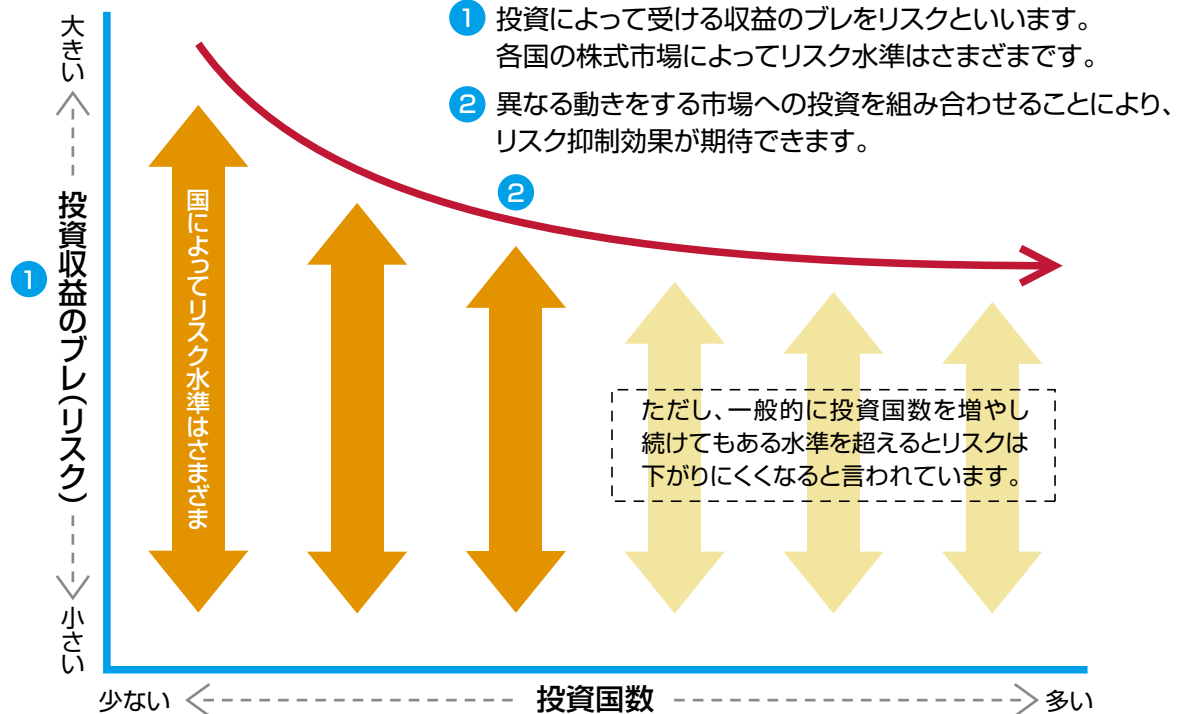
新興10カ国^{※1}の株式など^{※2}に投資します。

● 分散効果を得るために、10カ国に投資を行ないます。

※1: 投資国の入替え時や、市況動向および資金動向などにより、投資国数が10カ国とならない場合があります。

※2: DR(預託証券)およびカントリーファンドなどを含みます。

分散効果のイメージ



※上記は一般論またはイメージであり、実際と異なる場合があります。

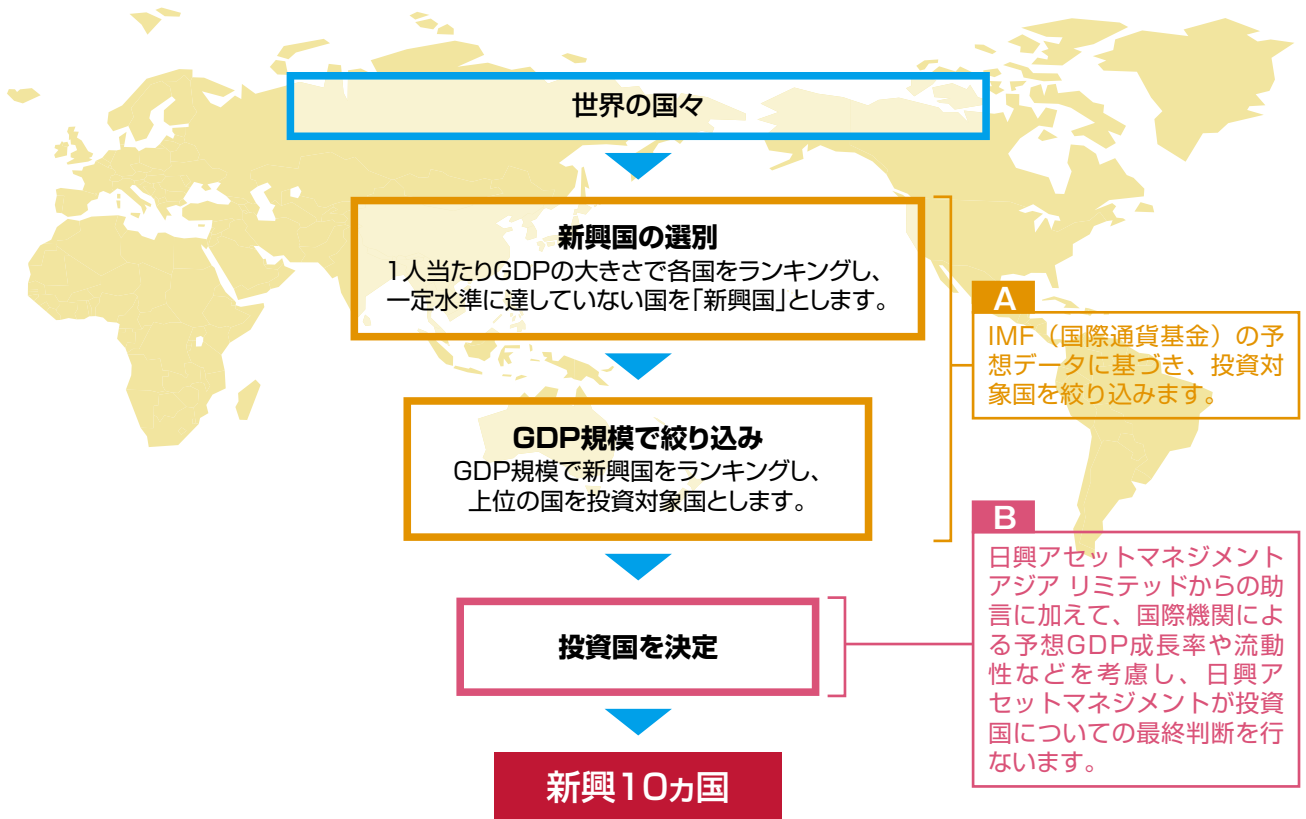
特色

2

投資する10カ国は、一定のルールのもとで選別した新興国の中から厳選します。

- 1人当たりGDP(国内総生産)の水準をもとに新興国を選別し、GDP規模で絞り込みを行ないます。
- 投資国は、日興アセットマネジメント アジア リミテッドからの助言を考慮して、日興アセットマネジメントが厳選します。

新興10カ国の選び方

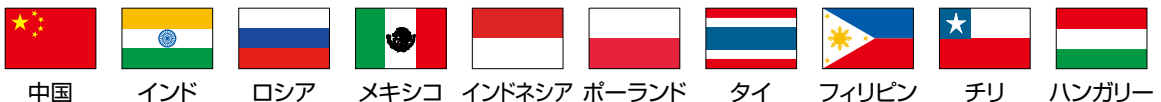


定期見直しは、毎年8月に行ないます。*

*特定の国においてカントリーリスクが急速に高まった場合などには臨時で見直しを行なう場合があります。

※上記は2016年8月末時点のプロセスであり、将来変更となる場合があります。

最終的に選ばれた新興10カ国のイメージ(2017年2月現在)



※上記の国は、左からGDP規模(2016年10月時点のIMFの2017年予想ベース)順に並んでいます。
 ※上記はイメージであり、実際の投資国と異なる場合があります。
 ※上記「中国」は香港も含みます。

特色

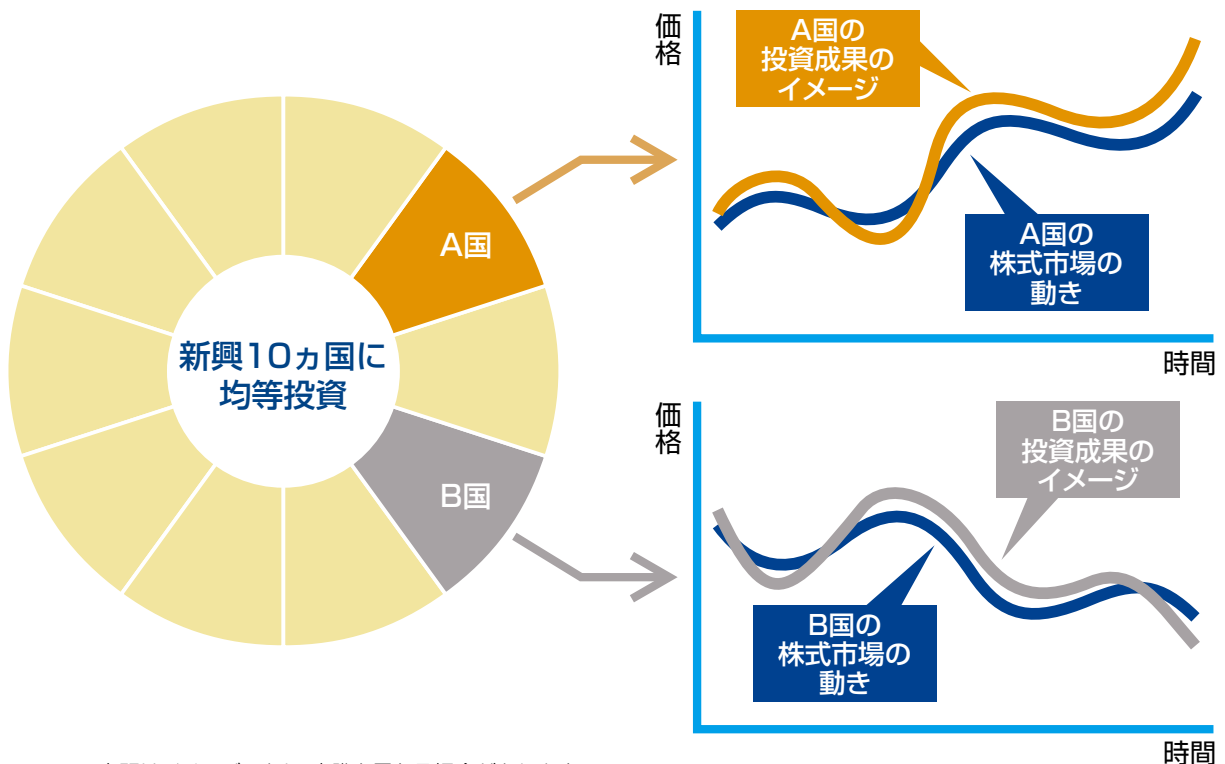
3

新興10カ国に均等投資を行ない、それぞれの株式市場の動きを概ね捉えることをめざします。※3

● 新興10カ国の株式市場の動きから、投資成果(損益状況)がつかみやすい商品です。

※3: 当ファンドが各国への投資でとるリスク水準は、それぞれの国の株式市場のリスク水準と同程度としますが、当ファンドは、インデックスファンドのように特定の株価指数への連動をめざすものではありません。また、市況動向および資金動向などにより、均等投資とならない場合があります。

均等投資と投資成果のイメージ



「エマージング10」の商品コンセプト

「エマージング10」は、新興国の中でも成長余地が大きいと判断される10カ国を厳選して投資することで、効率的な投資成果の獲得をめざすファンドです。

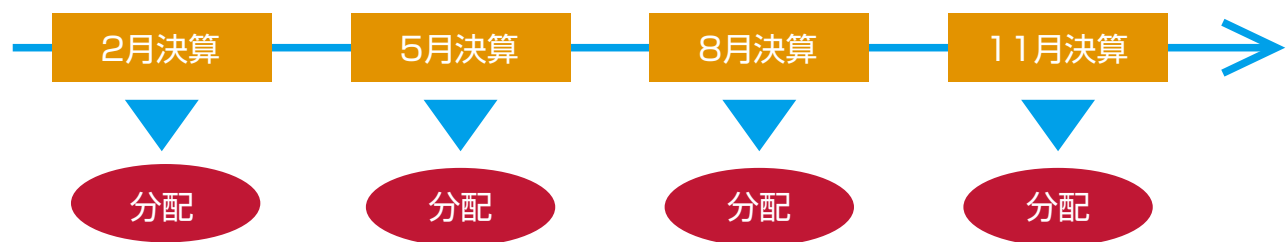
分散投資の考え方を取り入れ、リスクの抑制をめざしている点や、投資した10カ国が定期的に見直しされる点、さらには、「均等投資」「それぞれの株式市場の動きを概ね捉えることをめざす」など、投資のわかりやすさを追求している点は、当ファンドにおける新興国投資の大きな特徴と言えます。

分配方針

- 年4回、組入銘柄の配当等収益・売却益などを原資として収益分配を行なうことをめざします。
- 2月、5月、8月、11月の各8日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。
- <分配金再投資コース>の場合、原則として収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

分配金受取りのイメージ

組入銘柄の配当等収益・売却益などを原資とします。



※分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配金額を変更する場合や分配を行なわない場合もあります。

※上図はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

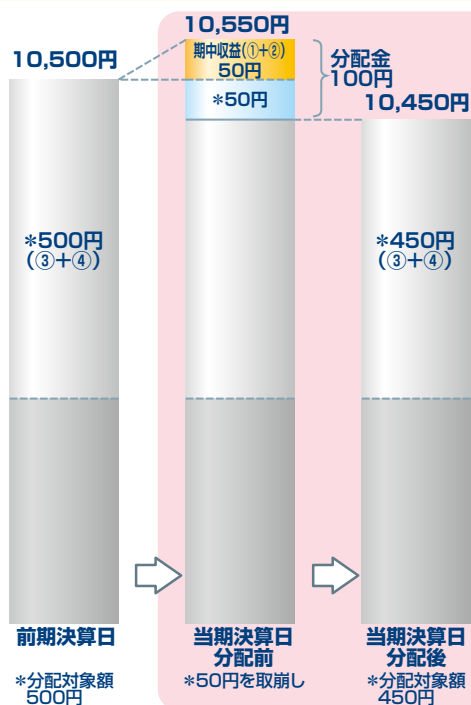
投資信託で分配金が支払われるイメージ



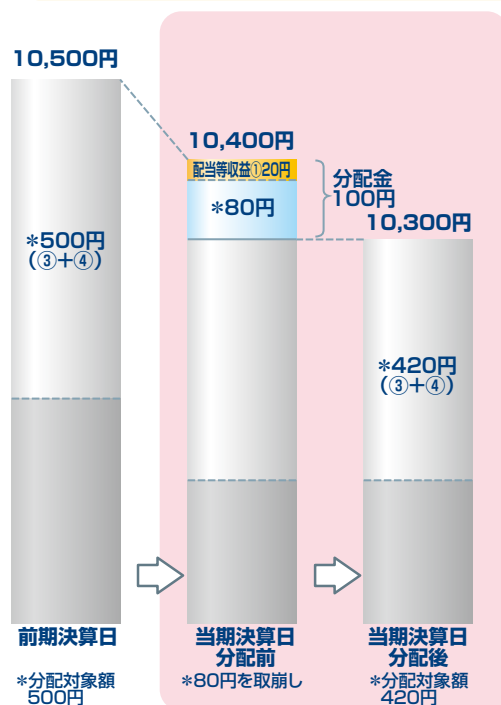
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算から基準価額が上昇した場合



前期決算から基準価額が下落した場合

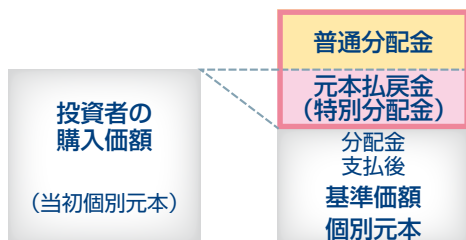


(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

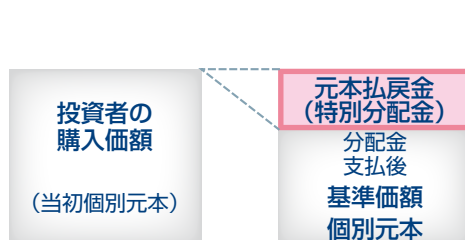
※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は**非課税扱い**となります。

- ・普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
- ・元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、(特別分配金) 元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後述の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。基準価額変動リスクの大きいファンドですので、お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

基準価額の変動要因

投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者(受益者)の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

当ファンドは、主に株式を実質的な投資対象としますので、株式の価格の下落や、株式の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

- 株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。
- 新興国の株式は、先進国の株式に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。

流動性リスク

- 市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
- 新興国の株式は、先進国の株式に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。

信用リスク

- 投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト(債務不履行)や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落(価格がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

為替変動リスク

- 外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
- 一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。

カントリー・リスク

- 投資対象国における非常事態など(金融危機、財政上の理由による国自体のデフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針に従った運用ができない場合があります。
- 一般に新興国は、情報の開示などが先進国に比べて充分でない、あるいは正確な情報の入手が遅延する場合があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

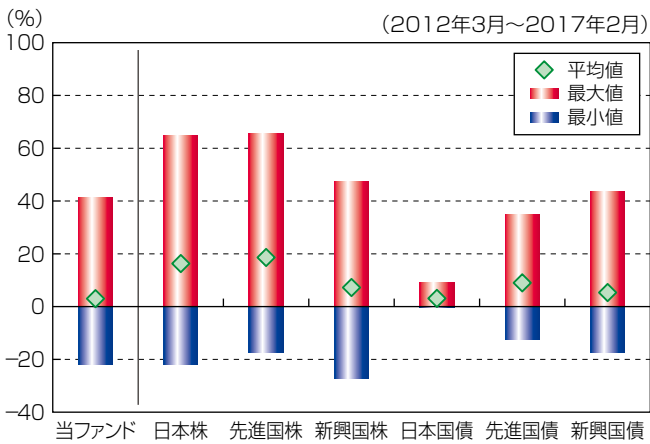
リスクの管理体制

- 運用状況の評価・分析および運用リスク管理、ならびに法令などの遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理/コンプライアンス業務担当部門が担当しています。
- 上記部門はリスク管理/コンプライアンス関連の委員会へ報告/提案を行なうと共に、必要に応じて運用部門に改善案策定の指示などを行ない、適切な運用体制を維持できるように努めています。

※上記体制は2017年2月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%))

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	3.0%	16.3%	18.6%	7.2%	3.1%	9.0%	5.3%
最大値	41.5%	65.0%	65.7%	47.4%	9.3%	34.9%	43.7%
最小値	-22.1%	-22.0%	-17.5%	-27.4%	-0.2%	-12.3%	-17.4%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2012年3月から2017年2月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株……東証株価指数(TOPIX、配当込)

先進国株……MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込、円ベース)

新興国株……MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込、円ベース)

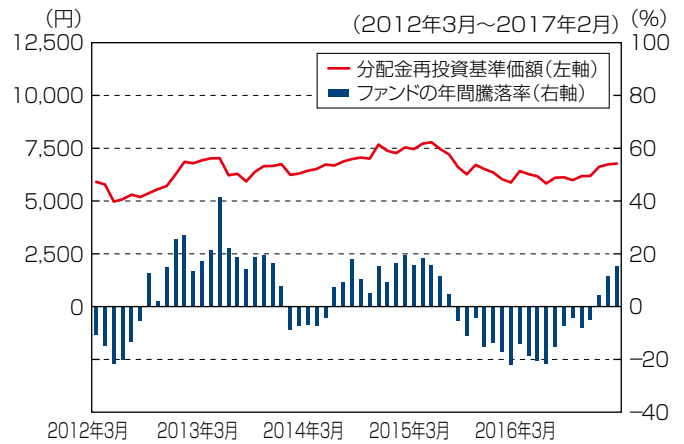
日本国債……NOMURA-BPI国債

先進国債……シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債……JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ヘッジなし、円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

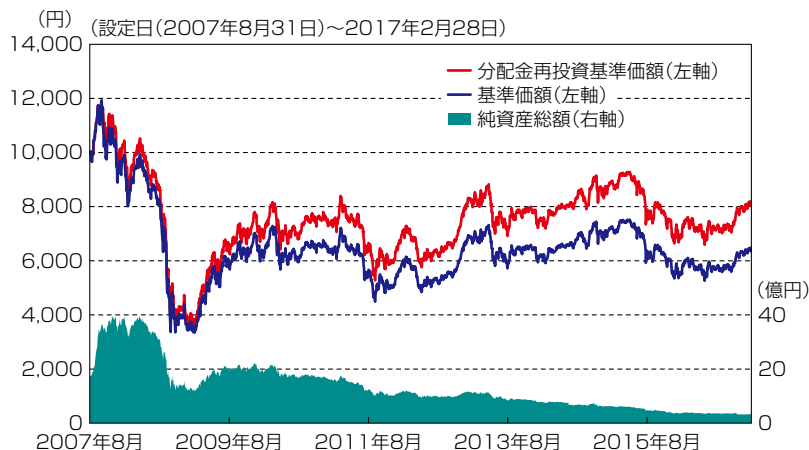


※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、2012年3月末の基準価額を起点として指数化しています。

※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

基準価額・純資産の推移



基準価額.....6,352円
純資産総額.....3.22億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであることにご留意ください。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

2016年2月	2016年5月	2016年8月	2016年11月	2017年2月	設定来累計
20円	20円	20円	20円	20円	1,700円

主要な資産の状況

<資産構成比率>

組入資産	比率
株式	92.6%
うち先物	0.0%
現金その他	7.4%

※当ファンドの実質組入比率です。

<国別株式組入率>

	国名	比率
1	インド	9.9%
2	ポーランド	9.9%
3	メキシコ	9.8%
4	チリ	9.7%
5	ハンガリー	9.5%
6	インドネシア	9.3%
7	タイ	9.3%
8	フィリピン	9.1%
9	ロシア	8.9%
10	中国	5.3%
11	ケイマン諸島	2.9%
12	香港	1.4%

※マザーファンドの対純資産総額比です。

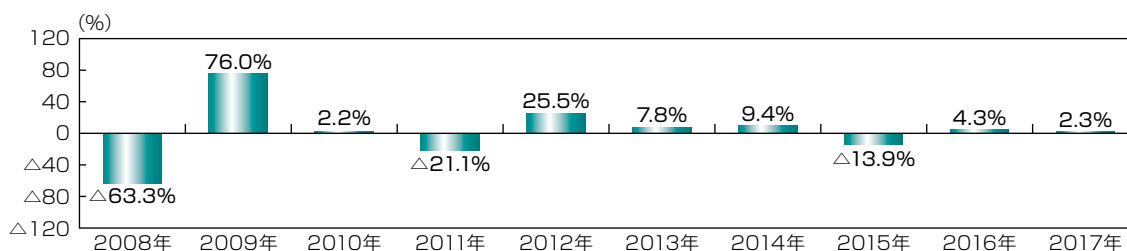
※中国の株式の一部については、香港と表示される場合があります。

<株式組入上位10銘柄>

	銘柄	国名	業種	比率
1	OTP BANK PLC	ハンガリー	銀行	5.57%
2	RICHTER GEDEON NYRT	ハンガリー	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1.98%
3	MOL HUNGARIAN OIL AND GAS PL	ハンガリー	エネルギー	1.95%
4	LUKOIL PJSC-SPON-ADR	ロシア	エネルギー	1.70%
5	SBERBANK-SPONSORED ADR	ロシア	銀行	1.63%
6	PKO BANK POLSKI SA	ポーランド	銀行	1.62%
7	POLSKI KONCERN NAFTOWY ORLEN	ポーランド	エネルギー	1.49%
8	ASTRA INTERNATIONAL TBK PT	インドネシア	自動車・自動車部品	1.39%
9	ALIBABA GROUP HOLDING-SP-ADR	ケイマン諸島	ソフトウェア・サービス	1.38%
10	FOMENTO ECONOMICO MEX-SP ADR	メキシコ	食品・飲料・タバコ	1.37%

※マザーファンドの対純資産総額比です。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

※2017年は、2017年2月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 ※販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が指定する日までにお支払いください。
換金単位	1口単位 ※販売会社によって異なる場合があります。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して8営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
購入の申込期間	2016年11月9日から2017年8月4日までとします。 ※当ファンドは、2017年8月8日をもって信託期間が終了いたします。
購入・換金申込不可日	販売会社の営業日であっても、下記のいずれかに該当する場合は、購入・換金の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ・英国証券取引所の休業日 ・ロンドンの銀行休業日 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行休業日
換金制限	ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、購入および換金の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた購入および換金の申込みの受付を取り消すことができます。
信託期間	2017年8月8日まで（2007年8月31日設定）
繰上償還	次のいずれかの場合等には、繰上償還することがあります。 ・ファンドの純資産総額が10億円を下回ることとなった場合 ・繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年2月、5月、8月、11月の各8日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年4回、分配方針に基づいて分配を行ないます。 ※販売会社との契約によっては再投資が可能です。
信託金の限度額	3,000億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	年2回（2月、8月）および償還後に交付運用報告書は作成され、知っている受益者に対して交付されます。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 ・公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 ・配当控除の適用はありません。 ・益金不算入制度は適用されません。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入時の基準価額に対し3.24%(税抜3%)以内 ※購入時手数料は販売会社が定めます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。
信託財産留保額	換金時の基準価額に対し0.3%

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対し年率1.782%(税抜1.65%) 運用管理費用は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。 ＜運用管理費用の配分(年率)＞			
	運用管理費用(信託報酬)＝運用期間中の基準価額×信託報酬率			
	合計	委託会社	販売会社	受託会社
	1.65%	0.81%	0.75%	0.09%
	委託会社	委託した資金の運用の対価		
	販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価		
	受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価		
※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。 ※マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、上記委託会社が受ける運用管理費用の中から支払います。				
その他の費用・手数料	諸費用(目論見書の作成費用など)	ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限とする額 目論見書の作成および交付に係る費用、運用報告書の作成および交付に係る費用、監査費用などは委託会社が定めた時期に、信託財産から支払われます。 ※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。		
	売買委託手数料など	組入有価証券の売買委託手数料、借入金の利息および立替金の利息などがその都度、信託財産から支払われます。 ※運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。		

投資者の皆様にご負担いただくファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

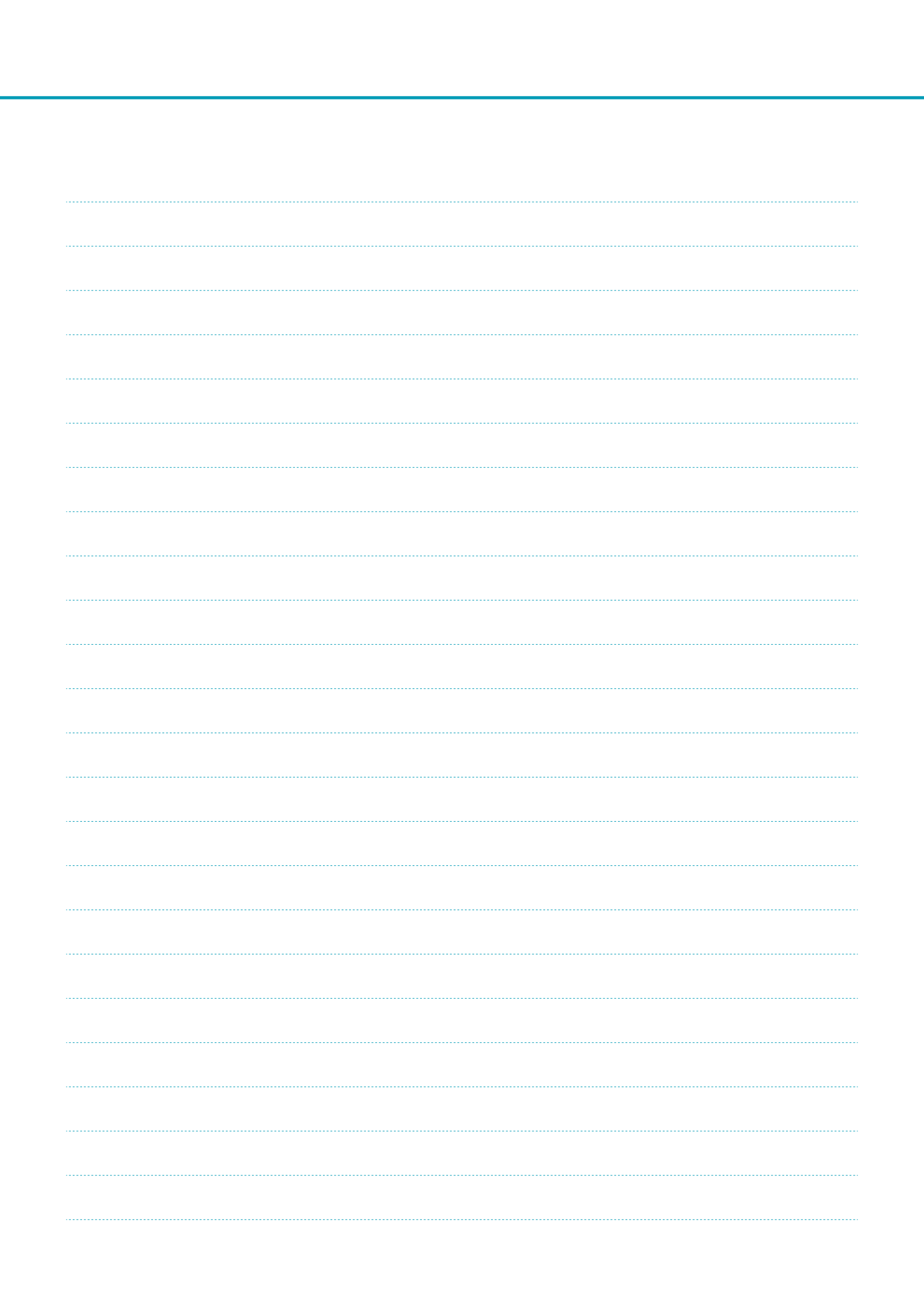
時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度(ジュニアNISA)をご利用の場合、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2017年5月8日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

A series of horizontal dashed lines for writing, spanning the width of the page.



nikko am
Nikko Asset Management